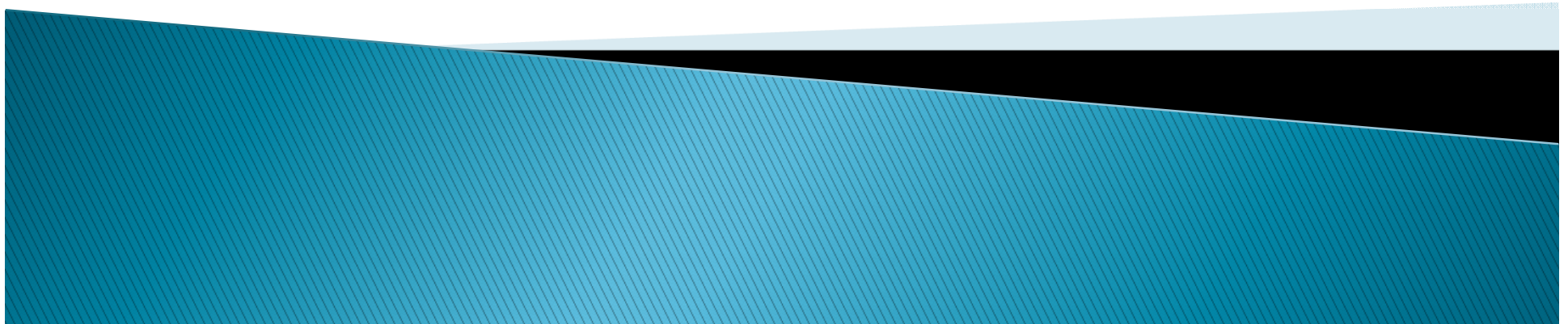


児童・高齢者・障がい者を 虐待から守るために

～ひとりひとりの市民が気づく虐待とその対応～

弁護士 春野しおり



◎ 自己紹介

- ▶ 長崎県諫早市で生まれました。父親が転勤族のため、その後九州を転々とししました。沖縄にも3年間住んでいました。
 - ▶ 東京大学法科大学院卒業後、司法試験に合格し、司法修習を経て、平成20年12月に弁護士登録。法テラスのスタッフ弁護士となる。
 - ▶ 1年間長崎市で弁護士経験を積み、平成22年1月から法テラス平戸法律事務所に勤務していました。
 - ▶ 平成23年9月、長男を出産しました。
 - ▶ 平成24年7月、白山・野々市法律事務所に転籍し、弁護士業務に復帰しました。
- ⇒ 弁護士経験はまだまだ少ないですが、**意欲满满**です。よろしくお願いします。



◎はじめに～3つの虐待防止法

- ▶ ① **児童虐待防止法** (正式には、児童虐待の防止等に関する法律。平成12年5月公布。)
- ▶ ② **高齢者虐待防止法** (正式には、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律。平成17年1月公布。)
- ▶ ③ **障害者虐待防止法** (正式には、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

＊ 障害者虐待防止法は、平成23年6月24日に公布され、平成24年10月1日から始まりました。



◎ 3つの法律で守られる人

- ▶ ① **児童** = 18才未満の方全て。
- ▶ ② **高齢者** = 65才以上の方全て。
- ▶ ③ **障害者** = 心身の機能の障害等によって、日常生活に困難を抱えている方。
▶ （正式には、障害者基本法第2条一号に定義されています。）



◎ 誰からの虐待が法の対象か

- ▶ ① 児童...児童の保護者
- ▶ ② 高齢者...高齢者を現に養護する者、養介護施設従事者等
- ▶ ③ 障害者: 障害者を現に養護する者、障害者福祉施設従事者等、使用者



◎ どのようなものが虐待になるの？

○ 身体的虐待

○ 性的虐待

○ 心理的虐待

○ 放棄・放置（ネグレクト）

○ 経済的虐待

➡ 具体的には？？



○身体的虐待

暴力や体罰によって体にキズやあざ、痛みを与えたりすること。

体を縛り付けたり、過剰な投薬によって体の動きを抑えたりすること。

例えば・・・



©fumira

- ▶ 平手打ちをする(体罰も含む)
- ▶ 殴る(体罰も含む)
- ▶ 蹴る(体罰も含む)
- ▶ つねる(体罰も含む)
- ▶ 無理矢理、食べ物や飲み物を食べさせる
- ▶ 柱やイスやベッドに縛り付ける
- ▶ 部屋に閉じこめる
- ▶ 施設側の都合で不要な薬を飲ませる



○性的虐待

本人が同意していないような性的な行為や強要
表面上は同意しているように見えても、本心からの同意
でなければ虐待になる。

- ・わいせつな画像を見せる。
- ・性的行為の強要
- ・人前で裸にするなど



○心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること

例えば・・・



- ▶ 「バカ」「あほ」など、侮辱するような言葉を浴びせる
- ▶ 怒鳴る
- ▶ ののしる
- ▶ 悪口を言う
- ▶ 仲間外れにする
- ▶ 無能力者のように扱う(赤ちゃん言葉で話しかける)
- ▶ 意図的に無視する



○放棄・放置(ネグレクト)

食事、排せつ、入浴、洗濯などの身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって被養護者の生活環境や身体・精神的な状態を悪化させること

例えば・・・



- ▶ 十分な食事や水分を与えない
- ▶ あまり入浴させない
- ▶ 汚れた服を着させ続ける
- ▶ 排せつを放置する
- ▶ 髪や爪がのび放題
- ▶ 病院を受診させない
- ▶ 福祉サービスを受けさせなかったり制限する
- ▶ 理由もなく家から出させない



劣悪な環境で放置

放棄・放任

○経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取したり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

例えば・・・

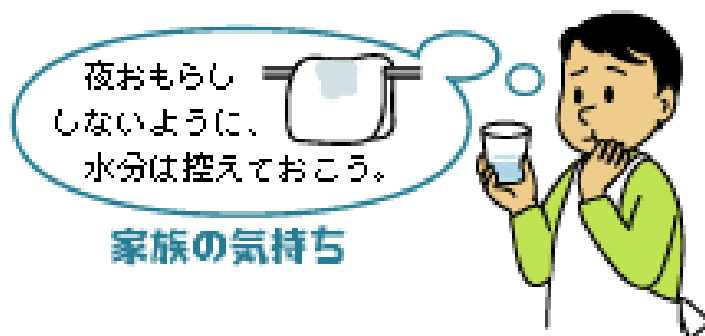


- ▶ 本人の年金を勝手に管理して使わせない。
- ▶ 本人の給料を取り上げる。
- ▶ 本人の同意なしに、勝手に不動産を売ったり、預貯金を引き下ろしたりする。
- ▶ 日常生活に必要なお金を渡さない。



◎なぜ、虐待が起きてしまうのでしょうか

○「虐待」は、虐待している人に自覚がない（悪気がない）場合も少なくありません。特に、家族の場合、被養護者が危険な状態になっても気がついていないことが多いです。



○ささいなことの積み重ねで、ストレスが溜まってしまっ
て暴言や暴行につながることもあります。



○また、認知症や障がいに対する知識不足から、被養
護者のためになると思ってしたことが虐待になることも
あります。



○他にも、次の理由が考えられます。

▶ 社会的孤立

➡ 近隣の付き合いなどが少なく、家族が他人に相談することができず、ストレスを溜めてしまう。



▶ 介護の負担集中

➡ 被養護者の介護等を家族や親戚の中で一人の人に押しつけてしまい、その人がストレスを溜めてしまう。



密室

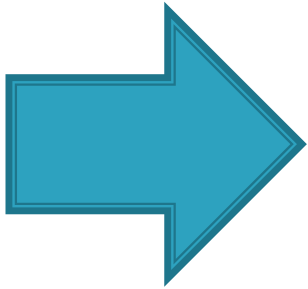
➡ 家庭内の問題で他人の目が届きにくい。

財産

➡ 日常的に被養護者の金銭管理をしている家族にとっては、他人（被養護者）のお金という認識が薄くなりがちで、お金に困ったら安易に使って（借りて）しまう。



障がい者・高齢者を介助している人が、虐待であると気がつかずに（自覚せずに）虐待してしまっていることがあります。



市民のみなさんでなければ気がつかない場合があります。

障がい者や高齢者が虐待を受けているかもしれないと思ったら、みなさんが勇気を出して行動する必要があります。

◎虐待に気がついたら、何をしたらいいの？



市役所に通報してください。

児童・高齢者・障がい者の通報先(野々市市)は以下のとおりです。

①児童虐待:227-6077(要保護児童対策地域協議会事務局)

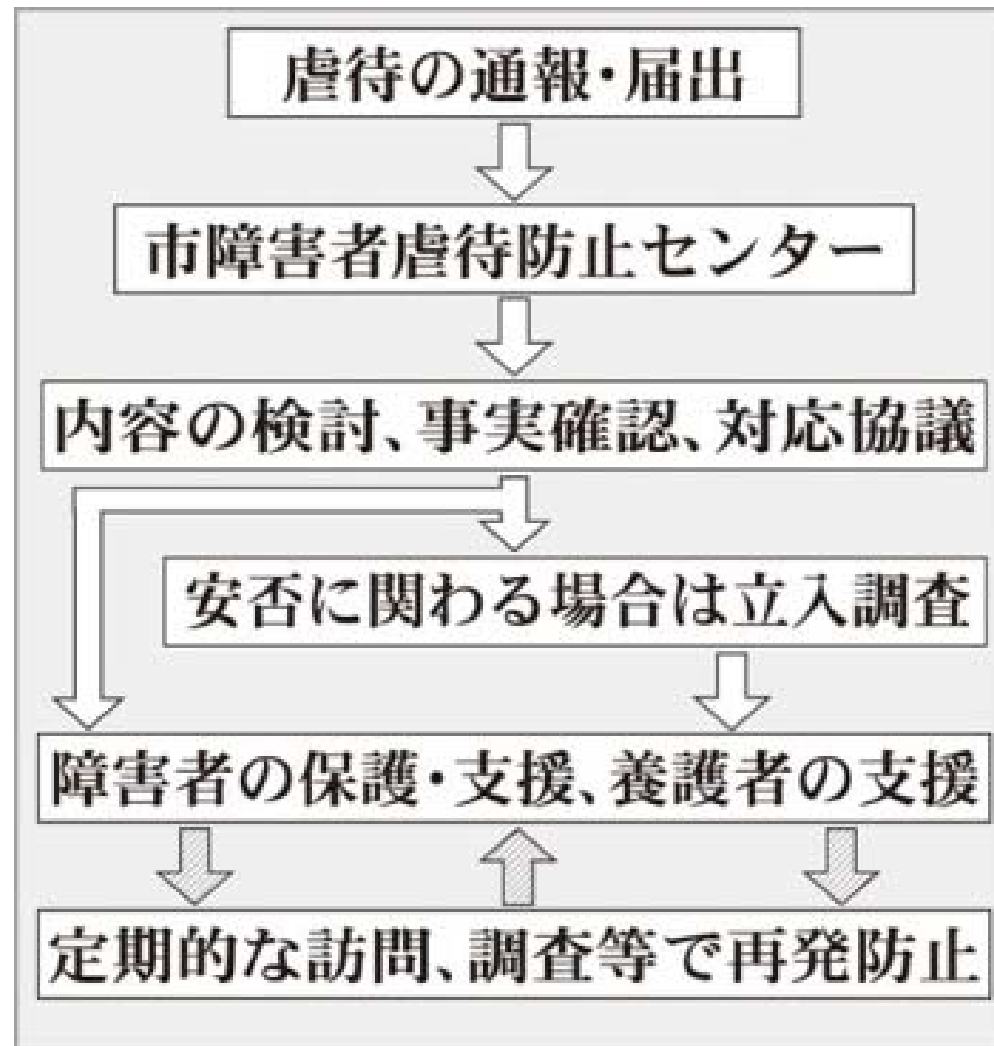
②高齢者虐待:227-6067(地域包括支援センター)

③障がい者虐待:227-6063(障がい者虐待防止センター)

もしかしたら、虐待
かもしれない...



通報からの流れ



◎虐待をしていた人への支援もあるの？

○3つの虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（法14条）。

➡ 例えば・・・



- ▶ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る



- ▶ 養護負担が虐待の原因と考えられる場合には、福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにしてくれます。



障害者虐待防止法 10月1日施行 ～あなたの声が障害者を守り、 その家族を救います

障害者虐待防止法が去年の10月からスタートしました。
一人一人の市民の通報が、障害者とその家族を救います。
勇気をもって通報してください。



◎解決事例～経済的虐待

【事例】

障がい者Aさん(ろうあ者)は、自分でお金を通帳から引き出すことができませんでした。そこで、別居の親族Bさんは、Aさんのために、Aさんの通帳からお金を引き出してAさんに渡してあげていました。ところが、しばらくすると、Bさんは、Aさんが知らないうちにAさんの預金を全部使い込んでしまい、Aさんの預金はなくなってしまっていました。

Aさんの友人が気がつき、市の障害福祉課に相談。



- ▶ 市役所は、別居の親族Bさんが家に来ないように自宅の鍵を変えるように勧める。【被害拡大の防止】
- ▶ また、市役所は、Bさんと面談して、「事実の確認」を行う。
- ▶ Bさんは、市役所の調査に対し、障がい者Aさんの預貯金を使い込んだことを認める。



▶ 弁護士へ相談。

➡ 市役所が障がい者Aさんの相談に付き添ってあげた。

使い込まれたお金の取り戻しを弁護士に依頼した。

▶ 裁判

➡ 親族Bさんは観念し、使い込ん

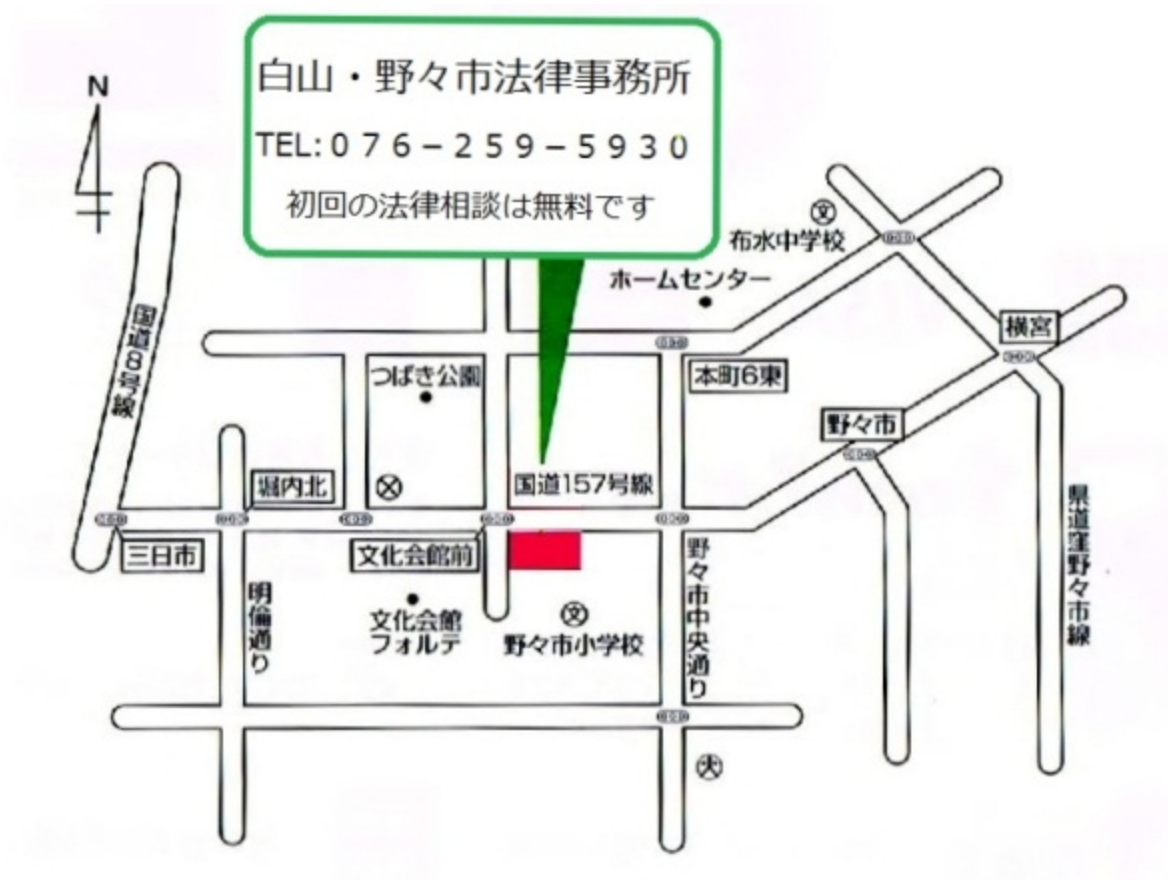
だお金を毎月分割で返済していくことを、裁判官の
前で約束した。



解決

白山・野々市法律事務所について

1 所在地



はくさん ののいち ほうりつじむしょ

白山・野々市法律事務所

弁護士 長門 達志(金沢弁護士会所属)

弁護士 春野しおり(金沢弁護士会所属)

TEL 076-259-5930

〒921-8815 石川県野々市市本町5-1-41タウビル1階

[ホームページもご覧ください \(hakusan-nonoichi-law.com\)](http://hakusan-nonoichi-law.com)

【相談日時】

平日 月曜日～金曜日／午前9時～午後6時 (予約があるとスムーズです)

相談のご予約は上記電話番号まで、お気軽にお電話下さい。

* 土日・夜間の相談及び出張相談についても御相談の上対応いたします。